

## 鳥取県建設労働者スキルアップ研修フォロー事業交付金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県建設労働者スキルアップ研修フォロー事業交付金（以下「本交付金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本交付金は、別表第1欄に掲げる事業者に所属する別表第2欄の建設労働者（以下「建設労働者」という。）が別表第3欄に掲げる資格取得のために鳥取県が実施する研修（以下、「対策研修」という。）に、事業者が自社に所属する建設労働者を受講させようとする際、当該対策研修の受講者の業務をフォローする者の人件費相当額を助成することにより、事業者の負担を軽減することで対策研修へ受講しやすい環境を醸成することを目的とする。

### (本交付金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、事業者に対して予算の範囲内で本交付金を交付する。

2 本交付金の額は、別表第4欄に掲げる交付対象額（以下「交付対象額」という。）の額以下とする。

### (交付申請の時期等)

第4条 事業者は、県土整備部長が別に通知する日までに規則第5条に係る交付申請書を提出するものとする。

2 前項の申請書に添付すべき書類は様式第1号及び様式第2号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第5条 本交付金の交付決定は原則として、交付申請を受理した日から30日以内に行うものとする。

2 本交付金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

### (着手届を要しない場合)

第6条 規則第11条の規定による着手届は要しないものとする。

### (承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、交付対象額の変更に係るもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

### (実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、様式第1号及び様式第2号により、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日以内に行うものとする。

### (雑則)

第9条 規則及びこの要綱の規定に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成27年4月30日から施行する。

附 則  
この要綱は、平成27年7月29日から施行する。

様式第1号（第4条、第8条関係）

平成 年度鳥取県建設労働者スキルアップ研修フォロー事業計画（実施報告）書

1 業務フォローの概要

|                    |  |
|--------------------|--|
| 研修受講者              |  |
| 研修受講者のフォロー者        |  |
| フォロー者の1時間あたり人件費相当額 |  |
| フォローする（した）業務等      |  |

（注）

- 1 研修受講者ごとに「業務フォローの概要」を作成すること。
- 2 研修受講者の生年月日の確認できるものを添付すること。
- 3 フォロー内容については、その詳細（フォローに要する時間等）が分かる資料を添付すること。
- 4 実績報告時には受験票の写しを添付すること

2 他の補助金の活用状況（有る場合のみ記載）

|      |  |
|------|--|
| 補助金名 |  |
| 事業内容 |  |
| 担当部署 |  |

様式第2号（第4条、第8条関係）

平成 年度鳥取県建設労働者スキルアップ研修フォロー事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

| 区分     | 予算額 | 積算内訳 | 備考 |
|--------|-----|------|----|
| 県補助金   |     |      |    |
| 自己資金   |     |      |    |
| その他の収入 |     |      |    |
| 合計     |     |      |    |

（注）積算内訳の根拠となる資料（領収書の写し等）を添付のこと。

2 支出の部

| 区分 | 予算額 | 積算内訳 | 備考 |
|----|-----|------|----|
|    |     |      |    |
|    |     |      |    |
|    |     |      |    |
|    |     |      |    |
|    |     |      |    |
|    |     |      |    |
|    |     |      |    |
|    |     |      |    |
|    |     |      |    |
|    |     |      |    |
|    |     |      |    |
|    |     |      |    |
|    |     |      |    |
|    |     |      |    |
|    |     |      |    |
|    |     |      |    |
|    |     |      |    |
|    |     |      |    |
|    |     |      |    |
|    |     |      |    |
| 合計 |     |      |    |

（注）積算内訳の根拠となる資料（領収書の写し等）を添付のこと。

様

鳥取県知事 ○○ ○○ 印

平成○年度鳥取県建設労働者スキルアップ研修フォロー事業交付金交付決定通知書

年 月 日付（第 号）の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった取県建設労働者スキルアップ研修フォロー事業交付金（以下「本交付金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。「以下「規則」という。」第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当：連絡先）

記

1 事業

本交付金の交付事業は「鳥取県建設技術者スキルアップ研修フォロー事業」とし、その内容は鳥取県が建設技術者のスキルアップのために実施する対策研修の期間中、研修受講者の業務をフォローする者の人件費相当額を助成することにより、事業者の負担を軽減し、対策研修へ受講しやすい環境を醸成することを目的とする。

2 交付決定額等

本交付金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 交付額の確定

本交付金の額の確定は、交付対象経費の実績額について、鳥取県建設技術者スキルアップ研修フォロー事業交付金交付要綱（平成27年4月30日付第201500003648号鳥取県県土整備部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

4 補助規程の遵守

本交付金の收受及び使用、補助金事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱に定めるもののほか、本交付金の交付について必要な事項は、県土整備部長が別に定める。

別表（第2条、第3条、第7条関係）

| 1 事業者           | 2 対象となる建設労働者  | 3 資格       | 4 交付対象額   |
|-----------------|---|------------|---|
| 鳥取県内に本店を有する建設業者 | <p>対策研修を受講する年度の4月1日時点の満年齢が40歳以下の者<br/>                     （対策研修の受講後、当該受講年度に第3欄の資格に係る受験者に限る。）</p> | 2級土木施工管理技士 | <p>対策研修の期間中、研修受講者の業務をフォローするために要する人件費相当額<br/>                     （1事業者当たり、研修受講者数に関わらず、10,000円/日×研修受講日数を上限とする。<br/>                     なお、対策研修は4日以内の日数で実施する。）</p> |